令和4年度黒石市事業活性化資金特別保証制度要綱(タイプⅡ)

2 保 証 対 象 黒石市内に住所又は主な事業所を有する中小企業者で納税状況の良好な 企業。

3 取扱金融機関 青森県内に本店若しくは支店を有する金融機関のうち、この制度に賛同 する金融機関

4 貸付総額 金40,000万円

5 実施期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日

6 裏 付 資 金 黒石市は、この制度の円滑な運営のため関係各金融機関に金 5,000 万円 を預託する。

7 保証条件

(1) 資金使途 事業経営に必要な運転資金及び設備資金

(2) 貸付金額 1企業につき2,000万円以内

(3) 保 証 期 間 10 年以内で関係機関と協会が協議のうえ決定する。ただし、必要に応じて、運転資金は6か月以内、設備資金は1年以内の据置期間を設けることができる。

(4) 貸付利率 年率1.9%以内

(5) 貸付形式 手形貸付、証書貸付及び手形割引

(6) 償 環 方 法 一括払い又は割賦償環

(7) 保証料率

ア 無担保保険(一般関係)、普通保険(一般関係)を利用の場合は、財務その他経営に関する情報を基にリスク計測モデルにより算出される評点に応じた下表の区分の料率を適用する。ただし、次のいずれかに該当する場合は区分⑤の料率を適用する。

- ・個人その他の法令で定めるところにより貸借対照表及び損益計算書を作成する義務を課せられていない者であって貸借対照表及び損益計算書がないもの
- ・事業開始後最初の事業年度の決算における貸借対照表及び損益計算書がないもの
- ・同一の事業を営む複数の者であって金融機関からの借入に係る連帯債務を負担するもの

区 分	1	2	3	4	(5)	6	7	8	9
責任共有保証料率 (年率、%)	1. 90	1. 75	1. 55	1. 35	1. 15	1.00	0.80	0.60	0. 45
割引適用	1. 責任共有保証料率が適用される保証(一括支払契約保証制度を除く)において、会計参与設置会社は0.1%割引する。 2. 原則として担保保全率が100%以上の場合は0.1%割引する。 但し、保証料補給がある場合は補給割合にかかわらず担保割引は適用しない。								

イ 中小企業信用保険法 (昭和 25 年法律第 264 号) に規定するセーフティネット保証 1~4、6 号に該当する場合は年 0.95%、同保証 5・7・8 号に該当する場合は年 0.86%とするなど特例保証等に該当する場合は青森県信用保証協会所定の保証料率を適用する。(割引適用は1.に該当する場合のみ)

(8)保 証 料

この制度の利用者が負担する保証料については、黒石市が当該年度の予算の範囲内において全額負担する。

(9) 保証人及び担保(特別小口保険を利用する場合は不要)

ア 保 証 人 原則として法人の代表者を除いては、保証人を徴求しないこととする。 イ 担 保 必要に応じて徴求する。

8 受付場所 取扱金融機関、黒石商工会議所、青森県信用保証協会

9 そ の 他

- (1) この要綱において、「関係機関」とは黒石市、黒石商工会議所、取扱金融機関をいう。
- (2) 特別小口保険を利用する場合は所定の納税証明書等を、経営安定関連特例保険を利用する場合は中小企業信用保険法に規定する市町村長の認定書を、それぞれ添付すること。
- (3) この制度の略称を「(活)」とする。
- (4) この要綱に定めのない事項については関係機関と協会が協議のうえ決定する。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。